

令和6年第2回定例会 予算特別委員会（経済部審査）での質問と答弁内容

北海道議会議員 北口雄幸

令和6年7月1日（月）

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>一 観光事業について</p> <p>(一) 新年度予算査定について</p> <p>令和6年度予算につきましては、昨年から各部の部長査定を経て、財政当局との交渉に入り、その後、年末から副知事あるいは、知事査定で知事の公約や政策予算等が加味されて決定し、議会や報道に発表され、第1回定例道議会で審議される事になったはずであります。新年度の観光予算はどのような考えの下、査定され決定されたのかお聞きいたします。</p>	<p>【観光局長】</p> <p>本道の観光需要の本格的な回復期を見据え、再び力強く成長していくためには、観光の高付加価値化を進め、観光消費の拡大につなげていくことが重要と認識しております。</p> <p>令和6年度予算においては、昨年開催されたアドベンチャートラベル・ワールドサミットで得られた課題に対応した受入体制の構築や、地域におけるアドベンチャー・トラベルの取組への支援など観光の高付加価値化をはじめとし、観光関連産業における人材の確保や質の向上、また、地域の魅力を活かした商品づくりなど、受入体制整備の再構築を図るほか、各国・地域のニーズや市場特性に応じた戦略的プロモーションによる更なる需要回復の促進といった取組を中心に経済部内で事業の構築を行い、庁内で必要な精査を行った上で、予算として提案したところでございます。</p>
<p>(二) 予算総額について</p> <p>新年度予算の中で、観光の高付加価値化あるいは、アドベンチャートラベル、この予算もしっかり盛り込んだ。このように答弁があったわけではありますが、観光予算については、知事が新年度予算を提案した後に、令和5年度最終補正予算で増額を行うという、あまり、ほとんど行わない手法を行いました。</p> <p>結局、翌年度まで支出が継続し、「繰越明許費」を取ってまで事業を実施するくらいなら、当面は新年度予算を活用して事業を進め、必要に応じてこの第2回定例会以降に必要な補正予算で事業費を追加すれば良かったのではないかと。しかし、そうしなかったのは、新年度予算の総額の不足を取り繕う必要があったのではないかと考えられますが、その見解をお聞きいたします。</p>	<p>【観光地づくり担当課長】</p> <p>観光機構が実施する観光庁公募事業は、本年1月17日に国の説明会が開催されたことを受け、機構において、市町村や関係団体、事業者など多くの関係者との調整を行いながら検討を進めるとともに、道におきましても、新たな旅行商品の実現可能性などにつきまして慎重に見極めた上で機構と協議を行い、期限となる2月8日に申請を行ったところでございます。</p> <p>道といたしましては、機構による申請を踏まえ、これと連動し、施策効果をより高めていくため、国の事業では制限のあるマーケティングやプロモーションに関しまして、新たに必要となる取組について、欧米豪のターゲットに対する効果的なPR手法や訴求効果の高いイベントなどの確認を行うなど、事業内容や予算額等の検討に時間を要したものでございますが、令和5年度中に着手し、施策効果が早期に発現されるよう取り組んで行くことが重要と考え、令和</p>

	<p>5年度最終補正予算として、追加提案することとしたところでございます。</p>
<p>(三) 緊急を要する支出について</p> <p>増額予算につきましては、「緊急を要する取り組み」ということを全面に出されたわけでありませんが、その内容が「インバウンド消費の回復と本道観光の高付加価値化を図るため、海外個人旅行者の道内誘客・受け入れ」ということになっております。</p> <p>具体的にその事業が、受け入れマーケティングでは、3,817万2千円を計上。具体的内容は、空港周辺の二次交通実態調査、インバウンド人流データの分析・活用。</p> <p>誘客プロモーションでは、1億1,724万7千円を計上。具体的には、Web広告によるアドベンチャー・トラベル商品のPR、海外旅行博や商談会への出展、海外旅行会社の道内招聘等というふうになっておりますが、受け入れマーケティングも、誘客プロモーションも、通年の取り組みと本来、通年の取り組みとしなければならないと思うわけでありましたが、これがなぜ「緊急を要する」ものであるのか、そしてこの議決後どのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。</p>	<p>【誘客推進担当課長】</p> <p>観光機構においては、2月8日にインバウンドなどへの特別な体験の提供を目的とした観光庁事業に応募し、3月8日に採択内示を受け、速やかに市町村や関係団体、事業者と連携し、旅行商品の造成などに向けた取組を進めたところでございます。</p> <p>道では、機構の実施するこの観光庁事業と連動し、施策効果をより高めていくため、国の事業では制限のあるマーケティングやプロモーションに関する機構負担金事業を検討し、予算案について議決いただいたところでございます。</p> <p>機構では、道の事業を活用し、出展数には限りがある、早期の申し込みが必要な、5月に開催される欧州での旅行博に予算成立後、速やかに出展を申し込むとともに、国事業で造成する旅行商品の販売に間に合うよう、3月中に映像制作や出展準備に着手するなど、効果的なプロモーションの機会の確保を進めるほか、新たな旅行商品の造成の検討に活用するため、マーケティング調査にも3月中に着手するなど、国事業との連動による事業効果の発現が十分図られるよう、最大限早期の事業推進に取り組んでいるところでございます。</p>
<p>(四) 具体的事業について</p> <p>第1回定例会の中で、これほど説明の付かない予算をぎり押ししてまで通したわけでありませんが、その結果として具体的に年度内に決定されたのは、5月21日から23日までに行われる欧州での商談会費用312万円、それも観光機構の直接執行分であります。後の全ての事業は契約日が4月17日以降。米国、豪州、欧州関連のマーケティングは9月以降の実施予定で、その予算は約6,645万円、その内、豪州、欧州関連のマーケティング4,200万円や二次交通データ分析の2,400万円は今現在なおも契約も決まっていないという状況であります。</p> <p>結局、これら1億5,500万円の増額補正、この実施内容についてお伺いいたします。</p>	<p>【観光振興課長】</p> <p>観光機構が実施している国の事業は、インバウンド消費のさらなる拡大や質の向上を図るため、本道特有の自然資源や歴史的建造物等の文化資源を対象に、早朝夜間の時間帯や未公開エリア等を活用して、道認定ATガイドの案内のもとで提供するコンテンツを造成し、AT商品の中でもさらに付加価値の高い旅行商品として、8月の販売開始に向けて準備を進めているものです。</p> <p>機構では、国の事業と連動して、施策効果を高めるため実施する道の事業においても、このスケジュールにあわせて進めるため、予算成立後速やかにプロモーションやマーケティングに着手する予定で事業を検討してきたところでありまして、道の事業については、5月20日まで</p>

<p>【指摘】</p> <p>この問題については、第1回定例会でもかなり議論しました。したがって、これ以上質問はしませんけれども、やはり正直言って不自然なこの予算だと私は思っています。どうしてもやはり、予算増額しなければならないというのであれば、新年度に入って、それまでは観光振興機構の内部留保額あるいは、自主財源を活用しながら事業を進めて新年度に入って、補正予算を計上する、そんなやはり手続きが、私は必要だったのではないかと、このように思っておりますので、今後はこのような予算があまり出されないように、指摘します。</p>	<p>に全て公示を終えたところであり、事業完了後、必要な手続きを行い、適切に支出を行っていく考えであります。</p>
<p>二 観光振興を目的とした新税について</p> <p>(一) 新税（宿泊税）の導入に至る判断について</p> <p>1 地域への影響の把握について</p> <p>高野山など世界遺産を抱える和歌山県知事は、今定例会の一般質問の中で宿泊税導入について聞かれました。「非常に重要な税財源となる」との認識を示す一方、「たくさんの人々が来る地域があるが、努力してもホテルや旅館の稼働率が高くない地域もある。宿泊税の導入でどのような影響が出るか地域ごとに違ってくる」と、導入には慎重な姿勢を示したと報道をされています。</p> <p>広い北海道も同様だというふうに私は思います。北海道のこの宿泊税の導入によって、影響の出る地域もあるのではないかと思います。このような影響調査をどのように行ったのか、まずはお伺いいたします。</p> <p>【指摘】</p> <p>あらかじめ影響を把握するのは困難との答弁であります。私はあまりにも無責任な答弁ではないかと思えます。当然、この観光振興税を導入して、その地域に新たな、この観光のための施策を打つことができる。それは理解はします。一方で、そのことによって、やはりお客さんが北海道を選ばなくなるということだって想定はされると思えます。逆に言えば、そのような</p>	<p>【観光事業担当課長】</p> <p>新税の導入は、さらに多くの観光客を呼び込むとともに、道内各地における消費の増加による地域経済の活性化などが期待されます一方、徴収事務を担うこととなる宿泊事業者の方々の負担の増加などが懸念されますが、今定例会において、新税の基本的な事項についてご議論をいただいているところでありまして、導入後の影響につきましては、あらかじめ把握することは難しいと考えております。</p>

<p>影響をしっかりと把握しておかないと、その後の私は対策も取れない。このように思いますので、まずはこの点は指摘します。</p>	
<p>2 交流人口の増加に取り組んでいる地域の認識について</p> <p>広い北海道では観光で交流人口を増やしている地域もあれば、観光資源に恵まれず、交流人口を増やすために、合宿や試験研究、そういう分野でお客さんを呼び込んで交流人口を増やし、地域振興、地域の活性化を図っている地域もあります。道として、このような地域をどのように認識し、どのように評価をしているのかをお伺いします。</p>	<p>【観光事業担当課長】</p> <p>地域におきましては、多様に存在する地域の特色や資源を最大限活用し、創意工夫を凝らしながら、スポーツ大会や合宿などによりまして、交流人口の拡大に取り組んでいるところでございますが、こうした幅広い視点で誘客促進を図る取組は、来訪者の増加による観光振興を通じた地域経済の活性化にもつながるものと考えております。</p>
<p>3 交流人口が減少した場合の責任について</p> <p>やはり地域を元気にするためには、より多くの人に来ていただく、その努力をどうするかということだと思います。それが純粹の観光であったり、あるいは合宿などその地域の中で長年積み上げてきたもの、これをしっかりと活かしていく、私はそのことが必要だというふうに思います。</p> <p>とりわけ、合宿などについては、人とのつながりというのが大変重要であります。大学や実業団に何回も何回も足を運んで、やっと実現するのであります。しかも最近この北海道は気温が上昇し、残念ながら冷涼な気候とは言えず、ライバルは東北やあるいは長野県など多く存在するようになってきました。宿泊税の導入によって、北海道を選んでいただけなくなることも想定をしなければなりません。このように北海道を選ばれなくなったとき、その責任は道がしっかりと取れるのか、責任の所在についてお伺いいたします。</p> <p>【再質問】</p> <p>今の答弁のなかでは、新税の中で、エリアの特性に合わせて、スポーツ大会や合宿といったそういうものにも用途として使えるようにしていきたい、このようにお話をされました。</p> <p>私ももしこれが必要だということであれば、そのことに使えるというのは十分良いことだと思いますし、逆に言えばそれらがなかなか地域の皆さんがイメージできていない。どんなふう</p>	<p>【観光事業担当局長】</p> <p>新税導入による地域への影響についてでございますが、「新税の考え方」におきましては、その用途のイメージとして「地域の取組支援」を掲げておりまして、例えば、エリア特性にあわせた観光振興としてスポーツ大会や合宿などの地域の特性を活かした取組につきましても新税による用途の中で支援策を検討していく考えをお示ししているところでございます。</p> <p>道といたしましては、そうした支援策も有効に活用いただきながら、多様に存在する地域の特色や資源を最大限活用した誘客の促進を地域とともに進め、新税による施策の効果を感じていただけるよう、取り組んでまいります。</p> <p>【観光事業担当課長】</p> <p>支援策の事例として、例えば他の自治体におきましては、地域外からのスポーツ団体や部活動の宿泊を対象に、地域内の施設の利用や一定泊数以上の宿泊などを条件に、バスの借上料や宿泊費に対する補助などを実施している例がございます。</p> <p>道といたしましては、こうした事例も参考にしながら、</p>

<p>に使われるのか、それがイメージできていないが故に不安なんだと思います。</p> <p>この税によって、お客さんが減ったりしたらどうなるんだろうというふうに不安に思っているのだと思います。もし答弁できるのであれば、具体的などんな支援策をイメージしているのか、もしお答えいただければと思います。</p> <p>【指摘】</p> <p>いま、若干具体的な、他県の例ということで答弁がありました。私はやはりそのようなイメージを地域の皆さんにしっかり理解をしていただくことが、この新税の取組については大変重要な視点だと思いますので、これからもぜひともよろしく願いいたします。</p>	<p>地域の実態を踏まえ、庁内の関係部局とも連携の上、検討していきたいと考えております。</p>
<p>(二) 地域への理解促進について</p> <p>1 説明への出席状況について</p> <p>4月22日から5月31日までの間、27会場で42回の地域説明会を開催したとのことでありますが、市町村及び宿泊事業者等の出席状況をお伺いいたします。</p> <p>【再質問】</p> <p>市町村においては出席が113自治体で、逆に言えば、欠席が66自治体ということになります。欠席率でいけば36.9%、宿泊事業者で出席したのは282名で、仮に1名あたり1施設と仮定しますと、新税で想定する8,385施設のわずか3.4%以下の出席状況ということになります。特に、宿泊事業者の皆様はさまざまな協力いただければならないのに、この参加状況というのはいささか残念な数字だと思います。</p> <p>具体的に、どのように案内、周知をして、こういう結果だったのでしょうか。</p>	<p>【観光事業担当課長】</p> <p>地域説明会への参加者数については、113市町村から延べ274名の参加があったほか、事業者としては、延べ423名の参加がありまして、その内訳といたしましては、宿泊事業者が282名、旅行事業者が13名、観光協会等が72名、その他が56名となっています。</p> <p>【観光事業担当課長】</p> <p>道では地域説明会の開催にあたり、道ホームページへの開催案内の掲載をはじめ、SNSの活用や、本庁及び振興局からのプレスリリース、宿泊団体や旅行団体を通じた加盟事業者などへの案内、また民泊事業者に対するメールでの案内、さらには振興局を通じまして、観光協会や商工団体などに周知をいたしました。また、事業者団体との意見交換の中で説明会への参加が難しい理由として、宿泊業の実態から、事業者の皆様のスケジュールの都合がつかないケースも想定されましたことから、改めて札幌での説明会を追加で開催をすることとし、この説明会につきましては、全道よりオンライン参加も可能とし、周知を行ったところでございます。</p>
<p>2 理解促進の認識について</p> <p>なかなか宿泊事業者というのは、ご承知のとおり、少ないスタッフで、そしてお客さんを常時抱えているというそんな実態であります。</p>	<p>【観光事業担当課長】</p> <p>道では、新税の検討におきまして、これまで、ホームページで随時、ご意見を募集してきておりますほか、市町村や宿泊者の皆様へのアンケ</p>

<p>私も地元の宿泊事業者と意見交換をさせていただきました。私の地元は合宿を中心に受け入れています。そうすると、合宿の受入条件というのが、3食提供ということが求められているようであります。朝昼晩。なかなか昼を出してくれるところが少ないから、逆に土別を選んでいただくと聞きました。昼、お弁当なり何かを出すということは、ほとんどその宿泊事業者を抜けることができないというそんな実態でもあるという、その辺も含めてぜひとも皆さん方は今後の対策をしっかりと考えていただきたい。このように思います。</p> <p>そこでこのような参加状況で、道として理解が深まったと本当に認識をしているのかお伺いいたします。</p>	<p>ートに加えまして、道内各地での地域説明会の開催やパブリックコメントの実施、さらには、広報紙「ほっかいどう」やSNSの活用など、幅広い手法で、市町村や事業者の皆様、また道民の皆様へ、検討状況の周知とご意見の把握に努めてきたところでございます。</p> <p>道といたしましては、これらを踏まえ、新税に関する基本的な事項について方向性を整理した「新税の概要」の道案をとりまとめ、お示ししたところでございます。引き続き、さまざまな機会を捉えまして、この「新税の考え方」について、道民の皆様や市町村、事業者の皆様に丁寧にご説明をし、ご意見を伺いながら、制度の詳細について検討を進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>3 アンケート結果について</p> <p>まだまだやっぱり、この理解は深まっていないと私はそう思います。</p> <p>一方でそのアンケートの結果でありますけれども、説明会でのアンケートの結果を受けて、一般質問における知事答弁などでは「全体としては過半数を超える方々から賛同を得ている」と答えていますが、そもそも説明会では、先程言ったとおり66市町村が欠席、宿泊事業者については3.4%しか出席していない。こんな状況で、アンケートでの道民の声を判断するに至るのか、私は疑問であります。このアンケート結果についての認識を伺います。</p>	<p>【観光事業担当課長】</p> <p>参加者から回答いただいたアンケートでは、新税の導入に関して賛否はあるものの、過半数を超える方々から賛同をいただいているところでございます。</p> <p>一方で、反対意見といたしまして、その理由をみますと、「事業者の負担」や「使途」といった、今後、さらに内容を具体的に検討すべき事項に関するものが多く挙げられておりまして、新税に関する基本的な事項については、市町村や事業者の皆様のご理解が得られつつあるものの、制度の詳細につきましては、今後とも市町村や事業者の皆様にご意見を伺いながら、検討していく必要があるものと認識をしております。</p> <p>加えまして、検討中の新税に関しましては、パブリックコメントや事業者との意見交換など、幅広い手法でご意見の把握に努めてきたところでございます。</p>
<p>4 理解促進に向けた取組について</p> <p>私は、現状ではまだまだ理解促進には至ってはいないと考えています。今後、理解促進に向けて、どのように取り組むのか見解を伺います。</p>	<p>【観光事業担当課長】</p> <p>道では、新税の導入に向けた検討におきまして、これまで、ホームページで随時、ご意見を募集してきておりますほか、市町村や宿泊者の皆様へのアンケートに加え、道内各地での地域説明会の開催や、パブリックコメントの実施、さらには、広報紙「ほっかいどう」やSNSの活用など、幅広い手法で、市町村や事業者の皆様、ま</p>

	<p>た道民の皆様への周知とご意見の把握に努めてきたところでございます。</p> <p>引き続き、さまざまな機会を捉えまして、今回お示した「新税の考え方」について、道民の皆様や、市町村、事業者の皆様にご説明をし、ご意見を伺いながら、詳細な検討を進めてまいります。</p>
<p>5 地域からの意見について</p> <p>説明会の中では、様々なご意見が出されたと承知しておりますが、出された意見をどのように受け止めて、そしてこの道の案にどのように反映したのかを伺います。</p> <p>【指摘】</p> <p>まだまだ、地域の皆様の意見を聞く機会をぜひとも作ってほしいと思います。</p>	<p>【観光事業担当課長】</p> <p>道といたしましては、地域説明会などでお寄せいただいたご意見につきましては、宿泊業の実態などをお伝えいただく貴重な声であると受け止めております。</p> <p>地域説明会の中では、主なご意見として、新税の必要性や、宿泊行為に課税する考え方などに対するご質問が多く寄せられまして、これらに関する道の考え方を整理し、「新税の考え方」においてお示しをしたほか、目的税なのだから観光関連分野に使われるようにすべき、などといったご意見を踏まえまして、「新税充当の原則的なルール」を新たに整理しました。</p> <p>また、今後も市町村や事業者との意見交換を通じ道内各地における観光の現状を把握した上で施策を検討してほしい、といったご意見を踏まえまして、「施策の検討に向けた仕組みの構築」として考え方を盛り込んだところでございます。</p>
<p>(三) 徴収事務について</p> <p>1 徴収事務の流れについて</p> <p>まず、徴収事務の流れについて改めてお伺いをいたします。</p>	<p>【観光事業担当課長】</p> <p>道が検討する新税では、旅館業法等の許可のもと、旅館・ホテル、簡易宿所等を営む者を特別徴収義務者とし、納税者となる宿泊者から税を徴収し、道に納付いただく特別徴収とする考えでございます。</p> <p>市町村においても独自に宿泊行為に課税する場合にありましては、特別徴収義務者の事務負担を軽減する観点から、道から市町村に賦課徴収事務を依頼し、市町村税と道税分を併せて市町村に納付いただく方法を想定しているところでございます。</p>

<p>2 税の表示方法について</p> <p>宿泊税は、内税ですか、それとも外税ですか。お伺いいたします。</p>	<p>【観光事業担当課長】</p> <p>制度の詳細に関する部分につきましては、今後、宿泊業の実態なども踏まえ、具体的に検討していく予定ですが、宿泊料金の表示につきましては、税を含めて表示する内税とする方法と、税を別に表示する外税とする方法のいずれの場合でも、税の金額を明記することを、また、宿泊者にお渡しする領収書につきましても、税の名称と金額を明記するよう、関係する事業者の皆様にご依頼していくことを想定しております。</p>
<p>3 納税を拒否した場合の対応について</p> <p>なぜ内税外税かと聞いたのは、言ってみれば、今はほとんどインターネット等で宿泊予約して、そこで決済するということがかなり多いと思います。</p> <p>そのときに一括で決済をするのか、あるいは宿泊場所に着いて、税金だけ別徴収するのか、これによって宿泊事業者の負担もかなり私は変わってくると思います。やはりこのへんのこともしっかりと具体的なことも示して、宿泊事業者の説明をしていかないと、なかなか私は理解を得られないのではないかと思いますので、このような新税の根幹を成す部分については、しっかりと事前に議論をしておく必要があると思います。</p> <p>それで仮に、外税、別税という形で、宿泊してから宿泊事業者がその場で税をくださいと言った場合。福岡県はたしかそうだったと記憶していますけれども、宿泊税について納税を拒否するという事だとして想定されると思いますが、その場合の対応についてお伺いいたします。</p> <p>【再質問】</p> <p>ということは、特別徴収義務者が未納分も含めて納税するという事の理解でよろしいですか。確認します。</p> <p>【再質問】</p> <p>ということになると、特別徴収義務者というのは大変な負担ということに私はなると思うのですが、これ質問していいかわかりませんが、特別徴収義務者をお断りする、拒否するという事はできるのですか。</p>	<p>【観光事業担当課長】</p> <p>地方税法では、「納入した納入金のうち納税者が特別徴収義務者に支払わなかった税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する」と定めており、また、「特別徴収義務者が、求償権に基づいて訴えを提起した場合においては、地方団体の徴税吏員は、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない」と定めております。いずれにいたしましても、宿泊者に理解と納得のもと納税していただけるよう、目的や用途などについて十分な広報を行っていくことが重要と考えております。</p> <p>【観光事業担当課長】</p> <p>未納のものも含めまして、特別徴収義務者が納入するという事でございます。</p> <p>【観光事業担当局長】</p> <p>先行して宿泊税を導入している自治体の税条例におきましては、特別徴収義務者となる旅館業法の許可または住宅宿泊事業法の届出をして営む宿泊施設の経営者につきましては、宿泊税の特別徴収義務者として、賦課徴収を行う自治体への登録や期日までの申告納入などが義務づ</p>

<p>4 特別徴収義務者への交付金について</p> <p>義務づけられているから拒否はできないということだと思いますけれども、もし滞納になればその税金は支払わなきゃいけない。これはまあ大変な負担になる。だからこそ私はしっかりと説明しなきゃいけないのではないかということを先程来お話しています。</p> <p>一方で、特別徴収義務者、その事業者への交付金は当初2.5%。導入から5年までは0.5%を加味して3%ということになります。市町村税があるなしに関わらず、すべての宿泊事業者はこの税で交付されるのですけれども、一見すると公平のようですけれども、市町村で取り組んでいないところ、市町村で宿泊税を導入しているところは逆に言えばこの3%に市町村の分が上乗せされて交付されるということになります。ところがまあ市町村がやっていないところは、この3%だけですよと言ったら、なんか私個人的にはちょっと不公平になるのではないかなと思うのですが、そう思いませんか。見解をお伺いします。</p> <p>【再質問】</p> <p>そう言われてしまったら次の言葉もないわけでありましてけれども、やはり同じ事務を取り扱って、一定の配慮があっても私は良いのではないかというふうに感じています。</p> <p>一方で福岡県では、電子申請を行う場合、0.5%を加算した交付金を支払うとしておりますけれども、この電子申請の取扱いについては、何か考えはありますか。</p> <p>【指摘】</p> <p>多分、私はこのようなことが、宿泊事業者はすごくどうなっていくのだろうと心配をしていることが多いのではないかなと思いますので、あえて質問をさせていただきました。</p>	<p>けられているところでございます。</p> <p>【観光事業担当課長】</p> <p>市町村においても独自に宿泊行為に課税する場合、特別徴収義務者におきましては、道税とは別に当該市町村の税制度に応じた徴収を行う必要があり、徴収する市町村税の納付額に見合った交付金が市町村から交付されることは適当でありまして、公平性を欠くものではないと考えております。</p> <p>【観光事業担当課長】</p> <p>道では現在、法人道民税、法人事業税などにおいて電子による申告が利用可能となっております。新税の対応につきましても、今後担当部において検討してまいります。</p>
<p>(四) 非課税事項について</p> <p>1 非課税事項の考え方について</p> <p>続きまして非課税事項についてお伺いいたします。道の案では、修学旅行その他の学校行事に参加する者及び引率者は非課税としました。その理由と他の行事とはどのような行事を</p>	<p>【観光事業担当課長】</p> <p>修学旅行等の学校行事については、学校教育法に基づく教育課程に公益性を認め、かつ、公的な証明が可能であること、宿泊業の実態として旅行会社が修学旅行等の手配や精算を担うこ</p>

<p>該当させると想定しているのかお伺いいたします。</p>	<p>とが多く、徴収事務を担う宿泊事業者の方々の現場のご負担が比較的少ないことなどを総合的に勘案いたしまして、非課税としたところがございます。</p> <p>また、その他学校行事につきましては、学習指導要領における学校行事であると認められるもので、例えば、林間学校のような学年全体で実施されるものを想定しているところがございます。</p>
<p>2 非課税免除額について</p> <p>修学旅行等を非課税とすることによって、その非課税額、減免額がいくらぐらいを想定しているのでしょうか。当然、その修学旅行の減免ということになれば、北海道の道内での宿泊と、府県から、よその県から北海道に来た場合の宿泊というのも減免になると思うのですが、その割合などについても、もし分かれば教えてください。</p>	<p>【観光事業担当課長】</p> <p>道内における修学旅行等の実態についての調査はなく、人数や道内外の内訳、宿泊料金などが把握できないことから、新税における課税免除額の具体的な推計は困難であるものがございます。</p>
<p>3 非課税事項について</p> <p>困難であるけれども、非課税にすることを先に宣言してしまったということで、非常にちょっと何か矛盾があるなど私は思うわけでありますが、この修学旅行等、学校行事を非課税とすることにしてはいますが、これは正直、子ども達の教育のために非課税にしたのか、あるいは宿泊事業者とか観光関連、旅行会社だとかそういう人たちの要望が多いから非課税にしたのか、その辺がちょっと煩雑で私自身理解ができないので、もし何か情報があれば教えてください。</p> <p>【指摘】</p> <p>ということであれば、子ども達の学校行事ということであれば、他の子ども達の行事にも枠を広げることくらいは是非とも検討して欲しいと思います。</p>	<p>【観光事業担当課長】</p> <p>修学旅行等については、学校教育法に基づく教育課程に公益性を認め、広く社会一般の利益の増進になると考えられますことから課税をしないことといたしました。</p> <p>具体的に非課税の対象として想定している方々は、修学旅行その他の学校行事に参加する児童や生徒などのほか、引率者であるところがございます。</p>
<p>4 妊産婦安心出産支援事業について</p> <p>続きまして、妊産婦の安心出産支援事業について、お伺いします。北海道では平成28年度から、分娩可能な産科医療施設までの距離が遠い妊産婦に対して、妊婦検診や出産にかかる交通費や宿泊費の助成をしています。さらに、国では今年度から遠隔地で分娩する場合の交通</p>	<p>【観光事業担当課長】</p> <p>道が検討している新税では、宿泊目的に関わらず、宿泊者の受益という点で関連性が整理できる施策に充当するという原則的なルールをお示しているところがございます。税の原則である公平性の観点を踏まえ、原則としてすべての宿泊行為に課税することとしております。</p>

<p>費と宿泊このように、分娩場所が限られている本道において、安心して分娩していただくための事業を行っている、このような宿泊に対しても宿泊税を課税するのはいささか問題だと感じますが、道の見解をお伺いいたします。</p> <p>【指摘】</p> <p>この施策の趣旨や目的と効果などに鑑み、今後検討するということでもありますので、是非とも検討願いたいというふうに思います。</p>	<p>一方、宿泊を念頭に置いた各種支援施策におきまして、新税に派生して生じ得る負担につきましては、その施策の趣旨、目的と効果に鑑み、今後検討するものと考えております。</p>
<p>5 道内の平均宿泊日数について</p> <p>次に宿泊日数について、北海道における宿泊施設毎の1人あたりの平均宿泊日数をお伺いいたします。</p>	<p>【観光事業担当課長】</p> <p>観光庁の令和5年宿泊旅行統計調査に基づき算出いたしますと、旅館では1.29泊、リゾートホテルでは1.40泊、ビジネスホテルやシティホテルでは1.46泊、簡易宿所では1.36泊などとなっております。宿泊施設全体の平均では1.42泊となっております。</p>
<p>6 合宿等における平均宿泊日数について</p> <p>合宿については長期にわたり連泊しますが、平均何泊程度の宿泊日数と捉えているのかお伺いいたします。</p>	<p>【観光事業担当課長】</p> <p>道では、スポーツ合宿を実施している市町村数をはじめ、実施件数、参加人数、合宿日数等を調査しているものの、参加者の宿泊日数については調査項目としておらず、平均何泊程度か、ということの把握は行っていないものでございます。</p>
<p>7 長期宿泊者への配慮について</p> <p>道内の1人あたりの平均宿泊日数は1.42泊とのことであります。私は、先行導入している倶知安町は長期滞在されていますが、その倶知安町からも情報をいただきました。外国人で平均4.3泊だそうです。日本人だと1.7泊ということのようであります。</p> <p>一方、合宿ではですね、士別市などのデータでいきますと、例えば実業団でいけば、平均8.72泊、最大連泊は21日、最大人数は75人。陸上の大学でも平均5.61泊で、最大は15日、最大人数は34人となっております。</p> <p>また、ラグビー合宿を積極的に誘致している網走市、北見市も同様の傾向で、網走市では平均8.74泊、最大31日、最大人数は74人。北見市では平均5.5泊の最大17日、最大135人となっております。</p> <p>このように、合宿や試験研究など、長期宿泊を行う方にとって、宿泊の度に毎日毎日宿泊税</p>	<p>【観光事業担当局長】</p> <p>今般、お示しした「新税の考え方」におきましては、宿泊目的に関わらず、宿泊の受益という点で関連性が整理できる施策に充当するという原則的なルールをお示ししております。税の原則である公平性の観点を踏まえ、原則としてすべての宿泊行為に課税することとしております。</p> <p>長期にわたる宿泊につきましても、滞在期間に応じた受益があると考えられますことから、ご負担をいただくこととなりますが、例えば、スポーツ大会や合宿などにつきましては今後、新税による使途の中で支援策を検討することができると考えておきまして、市町村や事業者の皆様のご意見を伺いながら、そのあり方について、具体的な内容を検討してまいります。</p>

<p>が徴収されるというのは、税の公平という観点からも不合理というふうに考えます。</p> <p>長期宿泊者への配慮で、一定泊以上の宿泊については非課税とすべきと思いますが、見解を伺います。</p> <p>【指摘】</p> <p>「新税での使途も検討する」それは結構です。先ほどもイメージを言っていました。けれど、一方でやはり毎日毎日というのはあまりにもちょっとやり過ぎではありませんか。上限はやはり一定の何泊以上は非課税にするというような配慮も今後ぜひ、検討して欲しいと思いますので、指摘します。</p>	
<p>(五) 新税の使途について</p> <p>1 使途のイメージについて</p> <p>使途のイメージについて、道民の理解が深まらないのは、道が観光振興で新税を徴収し、どのような課題に対して使おうとしているのか、そのイメージが沸かないからではありませんか。</p> <p>道案では3つの方向性や充当する原則的なルールを示していますが、これでどれだけの道民がその必要性を理解できるのか、私は甚だ疑問であります。</p> <p>もっと具体的な使途を明示し、それで観光客そして道内に宿泊する人が利益を享受できるように、イメージすべきと考えますが、道の見解を伺います。</p>	<p>【観光事業担当局長】</p> <p>今般、とりまとめました「新税の考え方」におきましては、北海道観光の現状や課題を踏まえた3つの施策の方向性に基づく7つの分野にわたる具体的な施策イメージに加えまして、期待される施策の効果についてもお示しをしております。例えば、「観光の高付加価値化」の施策の方向性に対しましては、「ニーズに合った観光情報の入手」や「より多くの魅力的な目的地の創出」といった宿泊者の皆様の受益や地域への効果など各施策の方向性ごとに、期待される効果やメリットを整理したところでございます。</p> <p>なお、より具体的な施策につきましては、今回お示した「新税の考え方」を踏まえ、道内各地域の実情や課題をお伺いしながら新税充当の原則的なルールと照らし合わせ、今後検討してまいります。</p>
<p>2 基金の積み上げについて</p> <p>危機対応力の強化で基金を積み上げるとしていますが、ここで示されている「安心・安全な旅行」や「災害時等のサポートの充実」は、受益者である宿泊者も一定程度享受すると考えられますが、例えば「地域と観光産業の持続」、これについては、宿泊者にとってどのような受益につながるのか理解されないのではないのでしょうか。</p> <p>この点をどう整理し、宿泊者にどう説明しようとするのか、見解を伺います。</p>	<p>【観光事業担当局長】</p> <p>使途のイメージといたしましては、「災害時等のサポートの充実」に加え、地域と観光産業の持続に向けた支援などを想定しております。これは、不測の事態や災害の影響を受けやすい、観光地や観光関連産業の経済的ダメージを最小限に抑え、地域と観光産業の持続を図ることは、本道観光の振興や、地域の発展につながるものでありますとともに、北海道を選び、訪れる旅行者の皆様にとっても魅力的な観光地を存続させるといった意義があるものと考えておりま</p>

<p>3 使途項目の見直しについて</p> <p>今回示された新税の考え方では、非課税事項において、「スポーツ大会・合宿は免除せず、今後新税による使途の中で支援を検討」というふうに、私の思いでいけば、観光以外についても使途を認めることにしています。</p> <p>一方で、考え方の項目「6.新税の概要（道案）」では、税収の使途では、「北海道観光の高付加価値化、観光サービス・観光インフラの充実・強化、危機対応力の強化等、北海道観光の振興を図る施策に要する費用に充てる」と書かれています。</p> <p>これで、スポーツ大会や合宿などに充当すると読み取ることができるのでしょうか。私は、きちんとこのような合宿やスポーツ大会が、この新税の中で使途として使われても良いですよという、そのように読み取ることができるように、この使途の項目を見直すべきと考えますが、見解を伺います。</p>	<p>す。</p> <p>【観光事業担当局長】</p> <p>今般、お示した「新税の考え方」におきましては、政策目的としての「観光の高付加価値化」、「観光サービス・観光インフラの充実・強化」、さらには「危機対応力の強化」といった施策の方向性やそれらに基づく7つの分野にわたる使途の具体的な施策イメージを掲げさせていただいたところでございます。</p> <p>「新税の考え方」におきましては、その使途のイメージとして「地域の取組支援」を掲げておりまして、例えば、エリア特性にあわせた観光振興としてスポーツ大会や合宿などの地域の特性を活かした取組につきましても新税による使途の中で支援策を検討していく考えをお示しているところでございます。</p>
<p>(六) 今後の判断について</p> <p>1 道民の理解を得る努力について</p> <p>それでは、最後に今後の判断についてお伺いいたしますけども、まずは、道民の理解を得る努力についてであります。知事は、今議会の答弁でも「導入に向けた議論を一段前に進めるため、議論をいただきたい」と、導入に向けた判断をするかのようにありますが、私はまだまだ道民議論は不十分であり、まして宿泊事業者の理解も進んでいないというふうに思います。</p> <p>今後、どのように道民理解を深めていこうとしているのかを伺います。</p> <p>【指摘】</p> <p>引き続き丁寧な説明を重ねるということですが、正直言って遅いし、不十分だと指摘せざるを得ません。特に宿泊事業者の皆様</p>	<p>【観光事業担当局長】</p> <p>道では、新税に関する検討におきまして、これまで、ホームページで随時、ご意見を募集してきておりますほか、道内各地での地域説明会の開催に加え、宿泊者の皆様へのアンケートや、パブリックコメントを実施するなど、幅広い手法で、市町村や事業者の方々、道民の皆様のご意見の把握に努めてきたところでございます。</p> <p>道といたしましては、これらを踏まえ、新税に関する基本的な事項について方向性を整理しました「新税の概要」の道案をとりまとめ、お示しをしたところでございます。引き続き、さまざまな機会を捉え、この「新税の考え方」につきまして、道民の皆様や、市町村、事業者の皆様にご丁寧にご説明しながら、より多くの皆様にご理解を得られるよう、検討を進めてまいります。</p>

<p>は大変重要な役割を担っていただくわけであり、より丁寧な対応が必要と考えます。</p> <p>答弁でもホームページで随時意見を募集している、あるいは宿泊者へのアンケートやパブリックコメントの実施など、どちらかという受け身、待ちの姿勢だと思います。これではなかなか情報が集まって来ないのではないのでしょうか。現実には地域説明会に参加したのは、想定施設の3.4%であります。私も地元の宿泊事業者の皆様と意見交換を行いました。マスコミ情報しか得ておらず、詳細は何も知らないということでありました。</p> <p>そこで提案であります。今回まとめた道の案を、まずはすべての宿泊事業者、道庁あるいは道の関連する行政機関や、札幌や旭川や小樽を含めてお聞きをすれば、全ての宿泊事業者が私は把握できると思いますので、その宿泊事業者に今回のまとめた案を送付して、そして合わせてご意見や質問、ご要望をいただくアンケートなども受けるなどという、このようなプッシュ型の取り組みを進めることが大事ではないかというふうに思っています。そんなに難しいということではないので、是非ともやっていただきたいと思っております。</p>	
<p>2 判断基準及び判断時期について</p> <p>今後、どのような状況になれば判断をするのか、そのタイミング等をお伺いいたします。</p> <p>【指摘】</p>	<p>【観光振興監】</p> <p>道ではこれまで、全道各地で市町村や事業者を対象とした地域説明会の開催を重ねるなど、ご意見の把握に努めてきたところでございます。新税に関する基本的な事項については、道民や市町村、事業者の皆様のご理解を得られつつあると考えております。</p> <p>道議会でのご議論もいただくなかで、状況、タイミングについて具体的にお答えすることは難しいと考えておりますが、道が開催した地域説明会においても新税の導入を検討している市町村や徴収事務を担っていただく宿泊事業者の方々などから今後のスケジュールを示してほしいとの声もお寄せいただいているところでございまして、できるだけ早くお示しできるよう、検討を進めてまいります。</p>

私は、早く判断を求めているわけではありません。地域や事業者の皆様にご意見を伺いながら、正しい判断で決断をすべきと思っています。

委員長におかれましては、このことも含めて知事としっかりと議論をしたいと思いますので、ご配慮をお願いし、質問を終わります。